

特定非営利活動団体（NPO法人）に対する市税の取扱い基準

（目的）

第1条 この基準は、平成10年12月1日の特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）施行以来、地域づくりや公共的サービスの新たな担い手として期待されている特定非営利活動団体（以下「NPO法人」という。）について、活動の公益性等に着目し、NPO法人の健全な発展の促進を支援するため、登別市税賦課徴収規則（昭和48年規則第2号）第18条の2第3号及び第19条の2第3号の規定により市民税、固定資産税及び都市計画税の減免の取扱いについて定める。

（減免要件及び割合）

第2条 前条に該当する者の減免の要件及びその割合を次のとおり定める。

1 市民税

（1）減免の要件

NPO法人において、収益事業を行っていない、又は、収益事業を行っていても法人税が課税されていなければ法人市民税の均等割を減免できるものとする。

（2）減免の割合

法人市民税の均等割の全部とする。

2 固定資産税及び都市計画税

（1）減免の要件

NPO法人が賦課期日現在、設立目的に沿った特定非営利活動を行っている場合で、次の①と②のいずれにも該当する固定資産税及び都市計画税を減免できるものとする。

①NPO法人が所有し、かつ、当該NPO法人の定款に定める特定非営利活動の用に供している固定資産であること。

②地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10号から第10号の6に規定する社会福祉事業に準ずると認める事業に供している固定資産であること。

※解説 1. 賦課期日現在、実質的に活動を休止しているNPO法人は減免の対象から除外する。

2. 特定非営利活動の用に供する以外の部分は減免の対象から除外する。
（例：有償、無償にかかわらず、他の団体等に貸付けしている部分）

3. 特定非営利活動の用に供する部分の内、収益事業に供する部分は減免の対象から除外する。

（2）減免の割合

①土地の減免割合

家屋の減免割合に準じた割合とする。

②家屋の減免割合

社会福祉事業に準じると認める事業に供する床面積の割合とする。

③償却資産の減免割合

家屋の減免割合に準じた割合とする。

（3）減免の対象範囲

土地、家屋及び償却資産

(申請の手続)

第3条 減免を受けようとするNPO法人は、毎年度、市税減免申請書に次の書類を添付し市長に提出しなければならない。

- ① 事業報告書 (写)
- ② 収支予算書、収支決算書 (写)
- ③ 委託契約書 (写)
- ④ 定款 (写)
- ⑤ 設立趣意書 (写)
- ⑥ 登記簿謄本 (写)
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

ただし、①から⑥までの書類を既にいずれかの税目の申請に添付している場合については、同一年度における他の税目の申請には添付を要しない。また、③から⑥までの書類については、前年度からその内容に変更が生じていない場合は、次年度以降の申請について添付を要しない。

2 市長は、上記の申請があった場合は、減免の可否について、速やかに申請NPO法人に通知するものとする。